

春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１７年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

（１）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（委員） 第３条 審議会は、委員 <u>７人</u> 以内をもって組織する。	（委員） 第３条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成２４年２月１日から施行する。